

甲府市まちなか回遊モビリティ戦略基礎検討業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、「甲府市まちなか回遊モビリティ戦略基礎検討業務」の受注者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的として定めるものである。

2 業務の概要

(1) 名称

甲府市まちなか回遊モビリティ戦略基礎検討業務

(2) 業務内容

別紙1「甲府市まちなか回遊モビリティ戦略基礎検討業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

(4) 契約限度額

3, 260, 000円（税込）

3 参加資格

参加者の資格要件等は、次のとおりとする。

(1) 参加資格要件

以下の要件のすべてを満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中でないこと。

ウ 公告日現在、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止措置の期間中でないこと。

エ 本市の入札参加資格を有していない場合は、公告日現在、国及び他の地方公共団体において、指名停止の措置を受けていないこと。

オ 国税及び地方税を滞納していないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団、又は参加事業者の役員が、同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

キ 管理技術者は技術士「総合技術監理部門」（建設）もしくは「建設部門」の資格を有すること。

(2) 失格要件

ア 参加資格に定めた要件が備わっていないとき

イ 提出書類に虚偽又は不正があったとき

4 スケジュール

(1) 公告日	令和7年 9月29日(月)
(2) 質問受付期間	令和7年 9月29日(月) から 令和7年10月 3日(金) まで
(3) 質問に対する回答	令和7年10月 7日(火)
(4) 参加表明書等提出期限	令和7年10月 9日(木)
(5) 参加資格審査結果通知	令和7年10月14日(火)
(6) 企画提案書提出期限	令和7年10月22日(水)
(7) プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和7年10月28日(火) 予定
(8) 審査結果通知	令和7年10月30日(木) 予定

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和7年9月29日(月) から令和7年10月3日(金) 午後5時まで

(2) 質問書の提出

ア 提出方法

質問書(様式第1号)を用いて、電子メールにて提出すること。なお、メール送信後は、その旨を電話により連絡(電話による質問は受け付けない)すること。

イ 提出先

甲府市企画部企画総室地域デザイン課

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話: 055-237-5060

電子メール: cdezain@city.kofu.lg.jp

(土、日、祝日を除く 午前9時から午後5時まで)

(3) 質問への回答

質問に対する回答は、令和7年10月7日(火) 午後5時までに甲府市ホームページに掲載する。

6 参加表明書等の提出

参加希望者は、次に掲げる事項に留意の上、参加表明書等を提出すること。

(1) 参加表明書等の提出期限

令和7年10月9日(木) 午後5時まで

(2) 参加表明書等の提出

ア 提出方法

持参又は郵送すること。持参の場合は、平日(土日祝日を除く)の午前9時から午後5時まで、郵送の場合は、書留郵便により期限までに到着するよう発送すること。

イ 提出先

5(2)イに同じ

(3) 提出書類（原本 1 部）

- ア 参加表明書（様式第 2 号）
- イ 誓約書（様式第 3 号）
- ウ 事業者概要書（様式第 4 号）
- エ 業務実績表（様式第 5 号）

(4) 参加資格審査結果通知

プロポーザルへの参加資格審査結果通知は、すべての参加希望者に対し、文書により、令和 7 年 10 月 14 日（火）までに発送する。

7 企画提案書の提出

参加者は、次に掲げる事項に留意の上、企画提案書を提出すること。

(1) 企画提案書の提出期限

令和 7 年 10 月 22 日（水）午後 5 時まで

(2) 企画提案書の提出

ア 提出方法

持参又は郵送すること。持参の場合は、平日（土日祝日を除く）の午前 9 時から午後 5 時まで、郵送の場合は、書留郵便により期限までに到着するよう発送すること。

イ 提出先

5 (2) イに同じ

(3) 提出書類

提出書類は、正本 1 部、副本 10 部及び電子データ 1 部（PDF 形式、CD-R）とする。

- ア 企画提案書（表紙）（様式第 6 号）
- イ 業務実施体制（様式第 7 号）
- ウ 管理技術者の経歴（様式第 8 号）
- エ 業務実施方針（様式第 9 号）
- オ 業務に対する企画提案

業務の実施にあたり、以下の 2 点について、他都市における実績や最新の知見を基にした提案を求める。

(ア) まちなかエリアを中心としたモビリティサービスに関する着眼点について（様式第 10 - 1 号）

(イ) 官民関係者との連携による回遊モビリティ施策の実現手法について（様式第 10 - 2 号）

カ 参考見積書（様式自由、税込金額を記載）

8 審査方法

(1) 手順

プロポーザル参加資格を審査のうえ、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、最高得点者及び次点者を選定し、それぞれ優先交渉権者及び次点交渉権者とする。

(2) 審査組織

審査及び選定は、「甲府市まちなか回遊モビリティ戦略基礎検討業務受託者選考審査委員会」によって行う。

9 プレゼンテーション及びヒアリング審査

提案内容等について、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。

(1) 実施日

令和7年10月28日（火）（予定）

プレゼンテーション参加者には事前に集合時間等を通知する。

(2) 場所

甲府市役所 本庁舎

(3) 出席者

説明者は管理技術者とし、他1名の合計2名までとする。

(4) 実施内容

ア 企画提案書の内容について説明を行い、その後に選考審査委員が質疑を行う。

イ 時間は30分程度（説明15分／ヒアリング15分）とする。

(5) その他

ア 指定の時間に遅れた場合や出席しない場合は、受託の意思が無いものとみなして、失格とする。

イ プロジェクター及びスクリーンについては本市で用意するが、パソコン等その他必要な機材は参加者で用意すること。

ウ 説明はパワーポイント等の使用を認めるが、企画提案書に記載された内容に基づくものとする。

10 審査手続き

(1) 審査項目及び配点

評価分類	評価項目	評価基準	配点
技術者の 評価	適切な技術者 配置	○業務の特性を理解したうえで技術者が配置されているか。 ○業務量に対して配置技術者の人数は適切か。	5
	業務実績	○会社及び予定技術者に、本業務遂行に見合った業務実績があるか。	10
企画提案の 評価	業務の 実施方針	○本業務の目的、内容、課題について、理解されているか。 ○本業務の目的遂行、課題解決に対して、適切な方針が示されているか。	25
	業務の 工程計画	○指定する期間内に業務を完了できる工程が明確であるか。 ○業務を遂行するために具体的かつ現実的な工程計画が提案されているか。	5
	まちなかエリアを中心としたモビリティサービスに関する着眼点について	○本市の特性を踏まえた、モビリティサービスにおける着眼点について、まちなかを構成する各分野における横断的な視点を取り入れた提案となっているか。	25
	官民関係者との連携による回遊モビリティ施策の実現手法について	○他都市実績等を踏まえた戦略方針の立案までのプロセス並びに本市の特性を踏まえた、官民連携による施策の実現に向けた手法が具体的かつ実効性のある提案となっているか。 ○上記において、提案者の独自性が発揮されているか。	25
	プレゼンテーション及びヒアリング	○本業務の趣旨、現状と課題を理解したうえで、順序立てて理解しやすい説明であるか。 ○専門的かつ具体的な受け答えができているか。 ○明確な応答がされ、地域の特色や資源を活かしたモビリティ戦略の立案や社会実験の実施に繋がる素地の構築が期待できるか。	10
価格の評価	参考見積金額	○適正な見積もりが示されているか。	5
合計			110

※550点満点＝110点×5人

(2) 採点方法

ア 技術者及び企画提案の評価

技術者及び企画提案の評価は、複数の提案をそれぞれ評価する相対評価を原則とし、次に示す6段階評価とする。採点は、各項目の配点に評価ごとの係数を乗じて算出する。

評価	評価の意味合い	係数
A	特に優れている、高度な能力を有する。	1.0
B	優れている、十分な能力を有する。	0.8
C	普通、標準。	0.6
D	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。	0.4
E	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。	0.2
F	指定した記述項目が網羅されていない、又は不適切な記述内容である。	0.0

イ 価格の評価

2(4)に記載した契約限度額を基に、参考見積書に記載された金額(税込)の評価を行う。
なお、価格の採点にあたっては、次に示す方法により算出する。

参考見積額が契約限度額の90%以下の場合は、一律に5点とし、90%を超える価格の価格点については、次の計算により算出する。

$$\text{価格点} = \frac{(\text{契約限度額}) - (\text{参考見積額})}{(\text{契約限度額}) - (\text{契約限度額の90\%})} \times 5$$

※小数点以下第1位を四捨五入

(3) 失格要件

- ア 参加資格に定めた要件が備わっていないとき
- イ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ウ 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- エ 参考見積額が契約限度額を超えている場合
- オ 総得点の60%を基準点(330点)とし、これに満たない場合

(4) 審査結果の通知及び公表

選定された者に対しては選定された旨を、選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を書面により、令和7年10月14日(火)までに発送する。また、審査結果(優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで)を同日午後5時までに甲府市ホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

1.1 契約

審査の結果、優先交渉権者として選定された者と契約に関する協議を行い、契約の締結を行う。
なお、優先交渉権者と協議が整わない場合、次点交渉権者と契約に向けての協議を行う。

1 2 その他

- (1) 提出された書類等は返却しない。
- (2) 提出された書類等は、本プロポーザルにおける選定以外には使用しない。
- (3) 本プロポーザルの参加に要した費用は、全て参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。
- (5) 提出された書類等は、条例等の規定による情報公開手続きによる場合を除き、提出者の許可を得なければ公開しない。
- (6) 業務実施体制に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、本市の了承を得たうえで同等以上の技術者を配置するものとする。
- (7) 本プロポーザルの参加者が1者のみの場合であっても、選考審査委員会において提案内容の審査を行い、優先交渉権者としての選定を行う。
- (8) 参加表明書等及び企画提案書の提出は、1参加者につき1提案のみとする。